

ノモンハン事件発生原因と「国境線不明」論

はじめに

一九三九年五月、当時のモンゴル人民共和国と満州国との国境をめぐる紛争から、ソ連・モンゴルと日本・満州の間でノモンハン事件（ロシアとモンゴルではハルハ河紛争ないしハルハ河戦争と呼ばれる）が勃発した。このノモンハン事件を引き起こした直接の首謀者は、「満ソ国境紛争処理要綱」（一九三九年四月、関東軍参謀部作成）を起案した関東軍参謀辻政信であったと見るのが日本では定説となっている。この「要綱」は、ソ連・モンゴル軍がハルハ河を越えたときは、これを不法行為として徹底的に排除し、必要あれば一時的にソ連領に侵入してもよいという、一歩間違えれば戦争を誘発しかねない重大な内容をもつもので

マンダフ・アリウンサイハン

あった。ノモンハン事件のすぐれた研究書『ノモンハン全戦史』を書いた牛島康允は、ノモンハン事件を拡大させた主な要因をなしているのが、「辻参謀の起案による満ソ国境紛争処理要綱である」と論じ、大江志乃夫『昭和史の歴史（三）天皇の軍隊』は、「満ソ国境紛争処理要綱」は「まるで国境紛争奨励要綱である」と指摘する⁽²⁾。しかし、辻にノモンハン事件を引き起こすほどの権力があつたかどうかは疑問の余地がある。というのは、関東軍の一少佐級参謀にすぎない辻が事件の原動力となるためには、軍指導部の指示、許可或は黙認が必要だったと思われるからである。仮に辻がノモンハン事件の引き金を引いたとしても、参謀本部が辻の起案したこの要綱を黙認したこと、国境線を修正したことなどを看過することは出来ない。つまり、

ノモンハン事件における辻の活動を、単なる「統制力の欠如」、「日本軍特有の下剋上」⁽³⁾(坂本多加雄他、「昭和史の論点」の秦がいうように)という解釈のみ説明することは難しい。

また、日本ではこの軍事衝突の発端は、モンゴルと満州との間の国境線が不明確なことにあったと理解されている。牛島『ノモンハン全戦史』は、「満州国と外蒙との国境線は、両国間においても、国際的条約によっても画定されていなかったことは明らかであるが、歴史的な境界線は、実質的習慣的には存在していた」と論じている。⁽⁴⁾牛島は、モンゴルと満州国との間には歴史的な境界線があったと述べている点では、国境紛争発生の原因が不明確な国境線にあったというこれまでの説と若干違うが、やはり「国境線が不明確」であった、という従来の定説を踏襲している。またロシアの研究者S. G. ルジャンン「ハルハ河戦の外交史」も、「モンゴルと満州の間に明確な国境線が存在しなかった」と述べ、したがって、国境紛争を引き起こした責任が、どちらの側にあるのかを断定することは殆ど不可能であると指摘する。⁽⁵⁾三木秀雄も、論文「ノモンハン事件と国際情勢」において、日本側にノモンハン事件の一方的

な責任を求めるモンゴル・ロシア側の立場を批判的に見ている。彼は、「ノモンハン事件はだが、どうして起こしたかははっきりわからない。日本では喧嘩両成敗といっている。ソ蒙が一〇〇パーセント良くて、日満が一〇〇パーセント悪いということではない。両方に言い分がある」と述べ、日本陸軍は決して、モンゴルへ侵攻する計画も動機もなかったと強調する。先の牛島も別の著書『蒙古——五〇年の夢』の中では、関東軍は、「この時、外蒙古に対しては、何の具体的進出計画も持っていなかった」し、日本側は「何をこの紛争の政治目的として戦ったのか、確然としたものは何もな」かったと主張している。⁽⁷⁾しかし、日本の参謀本部や関東軍は、国境線を明確に記した地図を保有していたことがすでに明らかにされている。⁽⁸⁾したがって、軍当局がこの地図に意図的に修正を加えていた可能性があり、この点については慎重な検討が求められる。

本稿は、以上のような観点から、まず関東軍が辻参謀の起案した「要綱」を、中央に承認されたものと解釈して、強い姿勢で国境問題に臨んだ背景について検討し、次いで、境界線画定の歴史的過程を詳しく考察することによって、

国境線はすでに明確になっていたこと、日本の参謀本部や関東軍は、国境線に関する地図や歴史的記録の分析および現地調査などによって、モンゴル・ソ連側よりも国境線について十分に確認していたことを明らかにする。

一 ノモンハン事件勃発によるモ・満国境の緊張とモンゴルをめぐる日ソ関係

一九三九年一月以後はモンゴル東部国境でモンゴル軍国境警備隊と日満軍との間に小規模な衝突事件が頻繁に起こるようになった。

その主な原因は、日本軍参謀本部が一九三八年七月から第二三師団を日本国内から満州のハイラルに駐留させ、三九年になると、この新設小松原師団のハイラル集中が完了し、この師団の搜索部隊が、モンゴル国境地帯にかなり積極的な偵察行動を行うようになったことであつた。

一九三九年一月から、ソ連当局には、日本、中国におけるソ連大使館及び情報員などから日本軍の情勢判断を伝える情報が多く寄せられ始めた。中国駐在ソ連大使 I. T. ルガネツ・オレリスキーから外務人民委員部に宛てた一九三九年一月二十九日の電報には、天津駐在日本総領事が、「日本はソ連を仇敵とみなし、対ソ戦は不可避であると考

えている。日本とドイツの関係が冷却化しているのは、ドイツ人教官が日本と戦闘中である中国軍を教練しているからだ」と、中国政府の関係者に語っていた⁽⁹⁾、という情報が含まれていた。東京のソ連諜報員リヒアルド・ゾルゲは、一九三九年二月八日、赤軍参謀本部諜報局長宛てに電報を送り、その中で、急進派のグループの中で「板垣陸相、寺内元陸軍大臣などのグループは中国の南部、中部の作戦を縮小して、対ソ連戦の基地を確保するため中国北部とモンゴルを保持することを望んでいる」ことを伝えていた。ゾルゲは、さらに一九三九年四月二三日、ソ連政府に、大島浩ドイツ大使は、「再び日本政府の回答を求め、軍事条約の問題を提起した。長い検討の後、日本はソ連に対抗するための軍事協定の採択を決定した。軍部の何人かは、民主主義諸国に対抗することも主張したが、少数派にとどまった。天皇に近い立場の日本海軍指導部はこれに断固反対した」との電報を送っていた⁽¹⁰⁾。赤軍参謀本部諜報局長代理のオルロフは、一九三九年三月三日に、様々な情報源から諜報局に収集された情報の分析をもとに、報告書を作成しヴォロシロフ国防人民委員に提出した。それは、日本軍がソ連との国境で軍事行動を起こす危険が差し迫っている

ことを予告するものであった。

日本は近い将来ソ連の領土に対して新たな攻撃を仕掛けることが予想される。……予想される日本軍による新たな攻撃はハサン湖の戦闘に比べれば大規模のものになると考えられる。……上海の日本の軍人の間には「一九三九年五月にソ連に対して軍事行動を開始するらしい」といううわさが広まっている。このうわさによると日本軍の行動が戦争に拡大する可能性があるとされている。確認をとる必要がある情報であるが、石原中将はいまソ連と満州との国境線沿いに国境警備隊、陣地を訪れて指導部に対して指示を与えている。⁽¹²⁾

以上のような諸情報から推論してモスクワの指導部は、モンゴルの東部国境における関東軍との戦争は回避できない状態に至っている、と結論するに至り、日本に対する発言を強めていった。

一九三九年三月一〇日、スターリンは、第一八回党大会の報告演説中で、ソ連の対外政策について次のように述べて、モンゴル国境における関東軍の挑発的行動に牽制を加

えた。

我々は、ソ連と国境を接するすべての隣国と平和かつ親密の友好関係を維持することを支持する。これが我々の立場である。……彼らが直接的あるいは間接的にソビエト国家の国境の保全と不可侵性を侵害しない限り、我々はこの立場を固持するであろう。我々は、侵略行為の犠牲となって自国の独立擁護のために戦っている諸国を支持することを約する。我々は侵略者の脅威を恐れず、かつ、ソビエト国境の不可侵性を毀損しようと試みる戦争煽動者の攻撃に対して二倍の打撃をもって、これにむくいる用意がある。⁽¹³⁾

一九三九年五月四日、ノモンハン付近で、モンゴル軍と満州国の警察隊との間に衝突事件がおこり、続いて五月一日、三〇〇名の日本兵はボイル湖及びハルハ河地区で満蒙国境を超え、モンゴル領の奥深く一五キロ進入した。五月一四日、日満軍はモンゴルの国境警備隊の抵抗を排除して、ハルハ河まで進出した。この地区では、殆ど毎日のように、武力衝突が起こった。⁽¹⁴⁾

五月一日、ソ連外務人民委員モロトフは東郷大使に対し、モンゴルのノモンハン地域において五月一日、一二日、一五日およびその後も日満部隊はモンゴルに進入し、しかも飛行機まで使用したとして、「私は、いかなる忍耐にも限度があることを警告せねばならぬ。そして、今後このような事件が起こらないよう、日本政府に伝達されたい。モンゴル領土への攻撃を仕掛けたのは、日満であることは、争う余地のない事実である。我々は、これを容認するわけにはいかない。モンゴル政府の忍耐をためしてはならない。これが、なんの罰も受けずに無事にすむと思っではならない。私の声明は、ソ連・モンゴル相互援助条約に完全に合致しているのである」と述べた。⁽¹⁵⁾五月二五日、東郷大使は日本政府との協議の上、モロトフに対し、日本側としてはソ連・モンゴル相互援助条約を承認しておらず外蒙古の事件についてソ連側から抗議を受けるべき筋合いではなく、今回の事件は外蒙兵の不法越境によって発生したものであるとした上で、すでに満州国からモンゴルに抗議済みである、ただし、日本政府は日滿共同防衛の現地から、本件にソ連側が関係しているとすれば、嚴重抗議すると申し入れた。⁽¹⁶⁾

ソ連軍司令部は、ソ連・モンゴル相互援助条約に基づいて、一九三七年からモンゴルに駐屯していた赤軍第五七特別軍団の各個部隊に出動命令を下した。一九三九年五月二五日、ソ連軍派遣の装甲自動車中隊、工兵中隊、砲兵中隊によって増強された第一戦車旅団、機械化狙撃兵大隊が、ハルハ河の紛争地域に到着し、現地のモンゴル軍部隊に協力して、日本軍の攻撃に備えた。⁽¹⁷⁾五月二八日、ノモンハンの戦闘地点に集中していた小松原師団の山県支隊約一〇〇〇名（山県武光大佐指揮の砲兵一大隊、山砲四門、及び搜索連隊）は攻撃に転じ、両軍の間に激しい戦闘が行われた。しかし、山県部隊は、モンゴル・ソ連軍の戦車と砲兵隊に包囲され、搜索隊の東騎兵連隊は全滅、隊長以下二〇〇名が戦死した。⁽¹⁸⁾モンゴル・ソ連軍は、一八〇名の戦死を出した。⁽¹⁹⁾

ノモンハン事件の勃発を踏まえて、モロトフ外務人民委員は五月三一日、ソ連最高会議において次のように語った。

ソ連・モンゴル相互援助条約に基づいて、われわれは、モンゴル人民共和国の国境を、自国の国境と同様に断固として守るであろう。日本は、モンゴル人民共和国政府

が日本に対して侵略を行っていると称して、同政府を非難しているが、そのような非難が取るに足らぬ、笑止千万なものであることを、もはや理解すべきときがきている。また、いかなる忍耐にも限度があることを、もはや理解すべきときがきている。従って、最良の策は、日満軍部隊によって繰り返えされている、ソ連国境とモンゴル国境の挑発的侵犯を即時にやめることである。⁽²⁰⁾

しかし、日本政府は、関東軍がモンゴルの国境で挑発的行動に出た場合、ソ連は関東軍に対して相当強い決意をもって軍事行動を起こす可能性を示唆するソ連政府の発言を、真剣に受け止めることはなかった。

二 「満ソ国境紛争処理要綱」と参謀本部

一九三九年五月一日、満州西北部のノモンハン付近で、ハルハ河東部の国境警備にあたったモンゴル軍警備隊を不法越境軍と見なした満州国軍警備隊が攻撃したことをきっかけにノモンハン事件が勃発した。この国境衝突事件を重くみたソ連指導部は、一九三九年五月二四日にジュエーコフ元帥(このとき陸軍中將だった)をモンゴルに派遣し、

モンゴル駐屯ソ連軍の指揮をとらせた。一九三九年七月にソ連・モンゴル軍は、統一の指揮下におかれ、その連合軍の総司令官にジュエーコフが任命された。⁽²¹⁾

八月二〇日早朝、ソ連・モンゴル軍は、総攻撃に転じ、関東軍は近代的装備のソ連軍機械化部隊の威力と火力の集中攻撃にあい、多大な損害を出した。⁽²²⁾

九月一五日、モスクワにおけるモロトフ外務人民委員と東郷大使との「会談によって停戦協定の成立をみるに至ったので日ソ両軍は一六日午前八時ホロンバイル戦線において戦闘行為を完全に停止した」と報じられた。⁽²³⁾ 続いて大本営陸軍部が、一六日、次のような発表を行った。

ノモンハン方面の蘇蒙軍は去る八月二〇日に至りその兵力を増加し我が軍陣地の両側面に対し攻撃を再興し来り。依って我が方も一部兵力を増加し激烈なる戦闘を継続せり。本戦闘においては双方孰れも相当の損害ありしが、九月に入るに及び戦況逐次平静に帰し、以後外交交渉に入り遂に本日停戦することに意見の一致を見るに至れり。⁽²⁴⁾

一九三九年五月から九月にかけて、ソ連・モンゴル軍と日満軍との間に行われた激戦における、日本軍の損失は、戦死者だけで一万八〇〇〇名に上った。ロシア国防省公史料館に保存されているノモンハン事件における日本軍の損失に関する統計資料によると、日満軍の戦死者一万八一五五名、負傷、生死不明三万五三四名で、その全損失は合計で四万八六四九名となる。⁽²⁶⁾ソ連軍の死傷者の数は、ソ連崩壊以前は、九二八四名とされてきたが、公開されたアルヒーフ史料を駆使した、ロシアの権威ある歴史家による共同研究『二〇世紀の戦争におけるロシア・ソ連…統計的分折』は、ソ連軍の戦死者九七〇三名、負傷者及び戦病者一万五九五二名で、全損失は二万五五五五名にのぼるとして⁽²⁶⁾いる。モンゴル軍の死傷者は、モンゴルの民主化以前は、戦死一六五名、負傷者四〇一名とされてきたが、最新の統計資料によれば、全死傷者は九九〇名となっている。⁽²⁷⁾

このノモンハン事件の発生拡大の原因は、関東軍が独自に決定した「満ソ国境紛争処理要綱」にあった。この要綱は国境紛争処理の方針として国境紛争の際に前線の各部隊に発動され、国境紛争が局地戦争に発展するきっかけをもたらした。谷口勝久は、関東軍辻政信参謀起案のこの「要

綱」を「関東軍の国境紛争のバイブル」と呼んだ。⁽²⁸⁾『日本外交史』第二巻は、「要綱」は「まるで国境紛争を奨励しているようなものであった」⁽²⁹⁾と論じ、大江志乃夫も、「まるで国境紛争奨励要綱である」と述べている。⁽³⁰⁾このように、これまでの研究では、「要綱」の起案者である関東軍参謀部第一課の作戦参謀辻少佐がノモンハン事件の引き金を引いた張本人とされている。⁽³¹⁾

辻は、関東軍の最強硬派として知られ、「中央部の『侵されても侵さない』という態度では、複雑怪奇の国境紛争は解決されないとし、『侵さず侵されず』という方針に基づき」⁽³²⁾実力で国境紛争を解決するよう強く主張していた。彼のソ連・モンゴルに対する強硬な態度は、国境紛争に関する関東軍の方針に少なからず影響を与えていたと思われる。

ただし、辻にノモンハン事件を引き起こすほどの権力があつたかどうかは疑問の余地がある。というのは、関東軍の一少佐級参謀にすぎない辻が事件の原動力となるためには、軍指導部の指示、許可あるいは黙認が必要だったと思われるからである。この点について以下で詳しく論じていきたい。

一九三九年四月、関東軍参謀辻少佐は、関東軍参謀部の指示で関東軍の国境紛争処理方針として「満ソ国境紛争処理要綱」を作成した。四月二五日、関東軍司令官植田謙吉大將が司令部での恒例の師団長会合の際、第一線の師団長に同要綱を閲作命第一四八八として発令してその徹底を図った。

この要綱は、「侵さず侵されず」を基調として起草され、関東軍のソ連・モンゴル軍との全面的対決の姿勢を強く打ち出したもので、「満『ソ』国境ニ於ケル『ソ』軍(外蒙軍ヲ含ム)ノ不法行為ニ対シテハ周到ナル準備ノ下ニ徹底的ニ之ヲ膺懲シ『ソ』軍ヲ摺伏セシメ其ノ野望ヲ初動ニ於テ封殺破摧ス」という中央と異なった方針をかがけていた。この要綱のうち、ノモンハン事件の際、関東軍が紛争参入の根拠としていたのは、次の箇所である。

- 一、要領第三項中の「之ヲ急襲殲滅ス右目的ヲ達成スル為一時的ニ『ソ』領ニ進入シ又ハ『ソ』兵ヲ滿領内ニ誘致、滯留セシムルコトヲ得」という箇所
- 二、要領第四項中の「国境線明確ナラザル地域ニ於テハ防衛司令官ニ於テ自主的ニ国境線ヲ認定シテ之ヲ第一

線部隊ニ明示シ」という箇所

三、要領第七項中の「断乎トシテ積極果敢ニ行動シ其ノ結果派生スベキ事態ノ收拾処理ニ関シテハ上級司令部ニ信倚シ意ヲ安ジテ唯第一線現場ニ於ケル必勝ニ専任シ万全ヲ期ス」という箇所

この要綱は、防衛司令官が自ら国境線を認定し、ソ連・モンゴル軍が国境線を越えたときは、これを不法行為として徹底的に膺懲し、必要あれば一時的にソ連領に侵入してもよいという、一歩間違えれば戦争を誘発しかねない重大な内容をもっていたため、「要綱」に対して批判的な考え方の師団長もいた。当時関東軍第四師団長として同会合に同席していた沢田茂は、回想録の中で会合での同要綱をめぐる関東軍植田軍司令官と第三軍司令官多田駿中将のやり取りについてこう書いている。

その席上、植田(謙吉)関東軍司令官から「国境内に進入してくる者があつたら、諸官は断固として直ちにこれを撃退せられたい」と言われた。これに対し、第三軍司令官多田(駿)中将が質問をした。けだし同中将は最

近まで参謀次長に職にあつて大勢に通じ、特に張鼓峰事件の苦い経験を持っていたからである。中将将いわく「お申し通りにやると、あるいは思わざる結果を起こすかもしれない。少し考慮の余地を与えられたい」と、これに対し植田軍司令官は「そんなご心配は、あなた方にはご無用だ。それはこの植田が処理するから、第一線の方々は何ら心配することなく断固として侵入者を撃退されたい」と重ねて言われた。⁽³⁵⁾

また、関東軍第四課片倉衷参謀も、「要綱」の「防衛司令官において自主的に国境線を認定」の部分に関しては「外交大権を犯すものであるとして」異議を唱えていたといわれている。⁽³⁶⁾

この関東軍師団長会議で、前線の師団長からその戦争を引き起こす引金になりかねない危険性が指摘されたが、それでは、同要綱は軍中央で果たしてどのように検討されたのであろうか。「関東軍機密作戦日誌」によれば、関東軍は本「要綱」を発令すると同時に参謀総長にも報告したが、参謀本部から正式に指示、意見などを受けることがなかったため、当然本要綱は中央部において認められたものと考

えていた、と述べられている。⁽³⁷⁾

実際、参謀本部が同要綱についての参謀本部としての意見・指示を表明したのは、実に草案が参謀本部に提出されてからまる二ヶ月後の二九日、関東軍のタムスク爆撃以降のことであった。参謀総長は、六月二九日付大陸命第三二〇号をもって初めて「関東軍司令官ハ……満州国中其、所属ニ関シ隣国ト主張ヲ異ニスル地区ノ兵力ヲ以テスル防衛ハ状況ニ依ツテ行ウ事ヲ得国境紛争ヲ処理スルニ方リテハ事態ヲ局地ニ限定スルニ努ルモノトス」⁽³⁸⁾と命令し、同日中島鉄蔵参謀次長はさらに参電第八二七号をもって、「関作命第一四八八号別冊満蘇国境紛争処理要項中一時国境外ニ行動スルコトハ関東軍司令官ノ防衛任務ニ伴フ常統的権限トシ御裁可ヲ期待シ奉ル能ハサルヲ遺憾トス」⁽³⁹⁾る旨を伝えた。

こうしてみると、参謀本部は、六月二九日、前述の大陸命三三〇号を関東軍に打電するまでは関東軍独自の国境紛争処理方針に反対の意見を示したことがなかったので、要綱を黙認あるいは支持する態度をとっていたことになる。

しかも、参謀本部が、急いで六月二九日に、関東軍に「要綱」に言及した電報を送ったのは、関東軍がモンゴル

領土の奥深くにあったタムスク空軍基地への爆撃を独断で実行し、そのため天皇の天命を仰ぐことなく、国境外への進攻作戦を行ったとして参謀次長中島鉄蔵中将が、天皇から強く叱責され、中央が関東軍の独断越境攻撃を牽制する必要に迫られたためであった。天皇の天命なしに越境攻撃を行うというソ連・モンゴルとの戦争を誘発しかねない関東軍の独断行動が、参謀本部に深刻な不安を引き起こしていなかったら要綱は放任され続けていたであろう。

この他にも、実際、関東軍の「要綱」に対して、ノモンハン事件の初期の段階で、中央の参謀達の間には、黙認・同意を表わす者もいた。「関東軍機密作戦日誌」は、「却って個人的には参謀本部作戦課参謀より本要綱は適切なること、同意なること等を聞きたるのみ(荒尾中佐、島村少佐は同意を表明しありたり)⁽⁴⁰⁾」と述べている。文中に「却って」とあるのは、関東軍司令部は「要綱」の発動により参謀本部の参謀たちから制限を加えられるのではないかという不安があったが、「却って」参謀本部がこれに同意したという意味である。

実際、五月一三日に「満ソ国境紛争処理要綱」を各部隊に徹底させるため関東軍司令部で開かれていた師団長会合

に、現地視察旅行中の稲田正純参謀本部作戦課長も部下の荒尾、榎田、井本などの作戦課部員と一緒に同席していた。実は、この日、ハイラル駐屯の第二三師団長小松原中将から五月一二日、「越境」したモンゴル軍七〇〇八〇名が満州国軍警備隊と衝突した旨の報告が関東軍司令部によせられていた。そこで、同師団長会議では、第二三師団長からの報告に対して国境問題処理方針に従って処理するよう指示が出され、ただちに「要綱」が発動された。しかし、会合に同席していた「稲田大本営作戦課長は『要綱』の発動を制止しなかつた⁽⁴¹⁾」のである。

この要綱の目的が、ソ連、モンゴル軍の不法越境行為を徹底的に「膺懲」するものであることから考えると、この要綱が発動される前提条件はソ連、モンゴル軍が越境したかどうかを判断するための基準となる国境線が確定されていることである。国境問題発生以後の国境に関する日満側の一貫した主張から見ると、日満にとっての西部におけるモ・満国境線はハルハ河の線であった。

しかし、ノモンハン事件当時、陸軍省補任課長であった額田坦の『陸軍省人事局長の回想』によれば、陸軍側と関東軍側の間では、どちらがハルハ河を国境線として認定し

たかをめぐって主張が食い違っている。『陸軍省人事局長の回想』には、この国境線認定に関する陸軍側と関東軍側の双方の見解が次のように記されている。

昭和一四年初め、磯谷（廉介関東軍）参謀長上京の節、人事の打ち合わせもあり、かつては昔の古巣の補任課長室なので、中将は気軽に種々語られたが、その節、特に「侵サズ、侵サレズ」の原則に基く国境紛争処理要綱と「ハルハ河を国境トスルコト」を今度中央で認められたと明言されていた。このことは、ノモンハン事件の発端から最後までに甚大な影響を及ぼしたことは明らかである。戦後著者は、巢鴨で種々過去を回顧して、重要事件の当事者のお話を承っていたが、あの時のソ満国境の件が何とも不可解であり、あらためて磯谷中将に書簡をもって伺った。すると、次のような鉛筆書を頂いた。「此付近ノ国境ハ陸軍大臣ヨリ関東軍ニハルハ河ナルコトヲ明示セラレアリ、従ッテ、関東軍トシテハ関係ナシ」

この度、本稿起案にあたり、あらためて、当時の稲田作戦課長に対し、右国境の件を質すと「大本営からは関

東軍に対し、国境を明示したことはない。関東軍に任せていた」とのことである。⁽⁴²⁾（傍点、筆者）

これを見ると、関東軍は、国境線を明示しないという中央の方針とは逆に、独断でハルハ河を国境線として断定し、国境紛争に対して強硬な態度をとっていたと思われる。しかし、六月三日陸軍省軍務局長が関東軍参謀長に送った電報八七九号では、「交渉間必然的ニ国境問題ニ言及スルノ已ムオ得サル場合生スルニ至ヘク其際ハ従前満州里會議等ノ経緯モアリ国境線トシテハ爾哈河ノ線ヲ主張セサルヲ得サルニ付此ノ点御諒承アリ度⁽⁴³⁾」としており、同日参謀本部総務部長から関東軍に打電された参電五九〇号ではさらに、「外交折衝上必要アル時ハ「ハ爾哈^{ハルハ}」河ノ線ヲ以テ国境ト主張スルコト従来ノ通りナル旨六月三日発軍務電八七九ニテ軍宛通報セラレタルモ軍ノ作戦行動ニ弾力性ヲ有スルコト勿論ニシテ之カ為何等作戦ヲ拘束スルモノニアラサルナリ⁽⁴⁴⁾」と敷衍している。これは牛島が主張するように「外交上の折衝で必要な場合は、ハルハ河である」ということは、国境をハルハ河であるということを正確に意味するものではない⁽⁴⁵⁾とみることも出来るが、中央は日滿がモンゴルに

対してハルハ河が国境線であることを正式に明言した「満州里会議」にも言及しながら関東軍に対して国境線をハルハ河と主張するよう促していることは、参謀本部が国境をハルハ河と正式に認定していたことになると思われる。参謀本部は、モ・満の国境線として、ハルハ河を主張するよう関東軍に指示していた。このため、関東軍は最後まで国境線をハルハ河として認定し、ソ連・モンゴル軍と国境線をめぐって対立し続けたといえよう。

このように、関東軍が辻参謀の起案した「要綱」を、中央に承認されたものとして行動をとっていった背景には、前述したように参謀本部の「要綱」に対する黙認策・同意の態度があったのである。

関東軍の一少佐にすぎない辻に「国境紛争奨励綱」をつくる機会をあたえ、関東軍の独断活動を奨励したのは、大本営であろう。そのため、ノモンハン事件を引き起こした張本人といわれながら、ノモンハン事件と殆ど関わっていない着任早々の第六軍司令官荻洲立兵中将が責任を問われ、予備役編入となっているのに対し、辻は「有用な人物として」軍中央から大きな配慮が与えられ、ノモンハン事件の三年後には、参謀本部に作戦班長として返り咲いたのであ

る。

参謀次長としてノモンハン事件の処理に当たった沢田は、その回想録『参謀次長沢田茂回想録』中で、「大本営の責任は、適当のところ断行として関東軍を押さえつけなかった気の弱さである」と中央は関東軍の行動を抑えるよう努力を払わず、関東軍の企図を黙認していたことを表明している。

『日本外交史』は、ノモンハン事件「拡大の直接原因は、現地軍の独断専行と軍中央の緩和的態度と統制力の欠如というおさまりのパターンであった」と正しく分析している。⁽⁴⁷⁾

三 国境問題と関東軍

当時、日本はハルハ河をもって国境としていたのに対し、モンゴル側はハルハ河の東方約二〇キロに国境線があり、それは多くの歴史的な証拠に基づくものである、と主張していた。

多くのモンゴル側とロシア側の資料は、当時のモンゴル人民共和国と満州国間の境界線が歴史的にみて明確で多くの公式の地図によれば、国境はハルハ河の東を通っていた、と主張し、日本側のほとんどの研究文献は、国境線が不明⁽⁴⁸⁾

確で、国境紛争の起こり易い地域であった、という見方を表わしている。

『戦史叢書』は、「紛争の頻発したハルハ河一帯のごときも常時は遊牧の民が往来するに過ぎず、廟の祭りに人が集まる程度で、国境地域の大部分は、無住地帯同様の状態を呈していた⁽⁵⁰⁾」と述べ、「満蒙国境線は至る所不明確であったが、彼我の見解がもっとも顕著に対立したのはボイル湖及びハルハ河付近であった⁽⁵¹⁾」と論じている。しかし、境界線画定の歴史的過程を追求してみれば、当時のモンゴル人民共和国と満州国との間の国境線が不明確であったというより、むしろ明確に画定されていたことが分かる。

そこで、以下では、当時のモンゴル人民共和国は清国の間接的統治下にあった外モンゴルの領地を版図とし、満州国は同じく清国の領土の一部である黒龍江省をもってその領土としていた事実を鑑み、清国崩壊以前の外モンゴルのノモンハン地域方面と清国の東北部の間には、境界がいくつかからどのような形で形成され、それが両者を区画する境界線としてどれほど厳重に守られていたかを確認し、続いてその境界線についての日滿側の態度を考察したい。

モンゴル帝国は国内の権力争いのため弱体化し、一五八

二年にアルタン・ハンの死を機に、モンゴルの政治的統一が崩れ、北モンゴル（外モンゴル）、南モンゴル（内モンゴル）、ジュンガル・モンゴルの権力者であるハンがモンゴルの権力をめぐって抗争するようになった。⁽⁵²⁾このモンゴルの分裂に乗じて、新生アイシン国（現在の中国東北部で満州族ヌルハチによって樹立した国で、清国の前身）が一六三四（天聰八）年に内モンゴルに大軍を送り、一六三六（崇徳一）年に内モンゴルを支配下に収めた。⁽⁵³⁾この結果、外モンゴルと内モンゴル間の行政境界は国境線の性格をもつようになった。この時から外モンゴルと内モンゴルのバルガ族との間で、牧畜業を営む上で重要な牧草地や水といったものをめぐって境界紛争が度々起こるようになった。結局、このハルハ河の西に住むハルハ・モンゴル人と河の東に住むバルガ族の間の領地をめぐる争いが、ノモンハン地帯における両者の間の境界線を明確に画定しておく必要性を生んだものとみられる。

その後、外モンゴルとバルガとの間で、境界線をめぐめる対立は大きな問題となり、境界線が画定されたのは、一六九一年に外モンゴルが清国の統轄下に入ってからである。⁽⁵⁴⁾外モンゴルのチョチン・ハン部に属していたバルガ族は、

外モンゴルの清国服属の結果、清国が境界線に関するあらゆる問題の解決に決定的な役割を果たすようになったことを領地獲得の好機と捉えて、ハルハ・モンゴルの法律が厳しい、税金が高いという理由でホロンボイル地帯への移住を求める嘆願書を清国の皇帝に上申するようになった。

そして、一七三二年に、ハルハ・モンゴルのチョチン・ハン部の五つのホシユウ(旗)の管轄下にあった一二ソムのバルガ族九千人余がロシアに逃亡した。⁽⁵⁵⁾ロシアは、一七二七(雍正五)年に清国との間に締結したブール条約(キャフタ条約)の規定に基づき、逃亡したバルガ人を清国に送り返した。

バダイ編『オイロト族年代記』によると、清国の雍正帝は、逃亡したバルガ族に恩赦を与えて、ハルハ・モンゴルの旗に返さず、彼らの希望に沿って、ホロンボイル地域への移住を認めた。⁽⁵⁶⁾

一七三四(雍正二二)年七月、外モンゴルのヘルレン・バルス市審議委員長で、チョチン・ハン部部長のチョイジョブと黒竜江理藩員尚書(都統)ザグダンは、バルガ人のホロンボイルへの移住に伴って会談を開き、バルガ人からなる八つの新しい旗を設けることを決定し、次いで外モ

ンゴルとバルガとの境界を画定した。これによってモンゴルとバルガとの境界線としてホルダ山ウムヒー泉からヘルレン河のハブツガイト山に至る地帯に一六個の境界標識であるオボーが建設され、「境界線を図示した地図が作成された」。⁽⁵⁷⁾新しく作られた外モンゴルとバルガ旗との間に一六の監視所が設置され、監視員を駐在させた。ホロンボイルに移住したバルガ人は新バルガと呼ばれることになった。ここで初めて正式に外モンゴルとバルガ(後のモンゴル人民共和国と国境を接する満州国興安省)との間の境界線が画定されたことになる。この境界線は後に満州国の樹立によって、モンゴル人民共和国との国境線となったとみることが出来る。それは、モンゴル人民共和国(外モンゴル)は清国の理藩院が統轄した外モンゴルの境界を国境とし、満州国は黒龍江省境を継承しているからである。

歴史資料によれば、一七三四(雍正二二)年の境界線画定後は、領地の確保を果たしたバルガ族はさらに領地の拡大を図って、度々隣接の外モンゴルの旗と領地帰属問題で紛争を起こし、その度に境界線が一層詳細に再確定されていた。例えば、一七八五(乾隆五〇)年、黒龍江省都統ハンシューは、バルガ族がかねてから領地拡大のためにバ

ルガ族の領地と主張していた外モンゴル領のポイル湖、ハルハ河周辺の牧草地のバルガ族への割譲を認めため境界紛争が起こっている。このポイル湖地帯は外モンゴルのチョチン・ハン部イルデン王旗の領地で、同旗は、二九〇キロにわたる境界線で新バルガのシュルーン・フフ旗及びシュルーン・チガーン旗と境を接し、境界線に沿って九個の界標オボーが設置されていた⁽⁶⁹⁾。

そこで、黒龍江省都統の決定に対し外モンゴルのイルデン王は、我が六代にわたる祖先の墓地であるホルダ山を、バルガに与えたことは絶対認めることが出来ないとして、ホルダ山の外モンゴル帰属を求めて強く抗議を行った。この結果、一七九〇年、チョチン・ハン部審議委員長ゴンチグジャブと黒龍江省都統ハンシューは、共同で外モンゴルと黒龍江省のバルガとの間の境界線について現地調査を行い、その結果としてホルダ山の外モンゴルへの帰属を決定し、ホルダ山に界標オボーを設置して、オボーの位置を示した地図を作成した⁽⁶⁰⁾。また、外モンゴルのイルデン王の旗とバルガ旗との対立を回避するため、ノモンハン地域のホラダ、ノモンハン・ブルドなどの四つの監視所が置かれていた地区に中立地帯を設け、「バルガ族による境界線の越

境、外モンゴルのハルハ族の中立地帯への移住に制限を加え⁽⁶¹⁾、毎年境界線の標識であるオボーを調査し、不法移住者に対して厳しい罰則を設けるなど境界線に関する規則が強化されている。

この他にも、一八四九(道光二九)年に黒龍江省都統インルンは、境界線を封鎖して外モンゴルのハルハ族のホルダ山への墓参りを妨害したため、たびたび境界紛争が起こっていた。この事件は、一八五七(咸豊七)年に黒龍江省都統ヒンルンによる境界線の現地調査によって、ハルハ・モンゴル族の墓参りが許可され、つづいてモンゴルとバルガ間の境界線の再確定が行われ、それを地図に記している⁽⁶²⁾。さらに、一七三四年の境界画定によってモドゥン・ハシアト、アルブラグの境界線に設置されていた二個の境界標識がバルガ人によって密かに外モンゴル領内に六〇キロ移動され、外モンゴルの領地であるメネンゲイン・タルをバルガの領地にした、という事件が発生している。事件の真相を突き止めるはずの黒龍江省都統は、一七八四(乾隆四九)年に、この事件をバルガ側に有利に解決したため、外モンゴルの王族は領地の返還を直接清国の皇帝に訴えた。これによって一八五七年に清国皇帝の命により、

黒龍江省都統ヒンルンは、境界紛争の原因を調査した。その結果、バルガ族が境界標識を移動させたことが判明し、境界線が回復されている。

一七三四年以降一八四二年、一八四五年、一八四八年にそれぞれ外モンゴルとバルガ族との間の境界線に関する調査確定が行われ、界標オボーが修復されているが、一八五〇年以降は殆どモンゴルとバルガとの間に領地をめぐるめだつた紛争はなかつた。

この清国によって外モンゴルとバルガ族地方との間に画定された境界線は国境線ではなく、清国統治下のモンゴルの二地域の境界線、つまり清国の国内的行政境界であつたが、境界線に監視所が設けられ、互いに自由に移住すること、建築物をたてることなどが制限されていたことなどから考えると、行政境界というよりは、むしろ国境線の性格を強く表したものであつた。このように外モンゴルのバルガ人地方との境界線は国境ではないのであるが事実上これと同様の機能を有していたのである。このために、モンゴル人民共和国(外モンゴル)は清国の理藩院が統轄した外モンゴルの境界を国境とし、満州国は黒竜江省境を継承することが出来た。

このように、ノモンハン事件当時の国境線は、ノモンハン事件発生の一〇〇年前からすでに清国のモンゴル分断統治政策によって画定されていたことが明らかである。

一九三五年、モンゴルのゲンドウン首相は、国境線に関するモンゴル側の主張として「ハルハ廟地帯は数百年間ハルハ・モンゴルの領土の中に入っていたのであり、一九二一年以降、この地区はモンゴル領の一部であり、国境所が設置されてきた。⁽⁶³⁾「……該地方がモンゴル人民共和国の領土である歴史的記録がある」という声明を出したのも、上に述べたような歴史的な事実を踏まえてのものであつた。これについて『戦史叢書』は、次のように反論を加えている。

当時、日満側がハルハ河をもって国境としていたのに
対し、外蒙及びソ連側は、清朝の雍正^{アウ}二年(一七二四年)
年)におけるバルガ、ハルハ両族の勢力争いに対する清
朝政府の裁断……を盾に取り、その境界線が二〇〇年余
年後においても効力があるものと主張して譲らなかつた。⁽⁶⁵⁾

当時参謀本部と関東軍は、このような、国境線に関する

歴史的事実、つまりモンゴル人民共和国と満州国間の国境の成立が清国当時の行政境界を基礎としていることを、現地調査、資料分析などを通して把握していたと考えられる。

一九三四に年東京の陸地測量部から一人の専門家がハイルに派遣され、八ヶ月間にわたり、多くのスタッフと協力して国境線の現地調査を実施した。現地調査の結果、ハルハ河の満州国側には界標オボーが一〇キロないし一五キロおきに設置されていることが確認された。また、国境の位置については、現地住民への聞き取り調査で彼らがオボーや土俗宗教に基づいて指摘する境界が、ハルハ河から満州国側に入ったところに国境線を引いたソ連鉄道経済局の地図と似ていることが分かった。

この将校は東京に帰り、国境調査の結果として境界線がハルハ河の東部にあることを報告して、満州国の西部国境線をどこに引くべきか上層部の判断を求めた。しかし、「参謀本部は調査の結果は不適當であると答え、独自の検討と称するものに基づき、ハルハ河に沿って国境線を引いた」⁽⁶⁶⁾。

北川四郎『ノモンハン、元満州国外交官の証言』によれ

ば、ノモンハンの満州国外交部の調査司第一課は清国の境界関係の膨大な満州語ダンアン（「档案」公文記録）を収集し、その日本語翻訳や調査を精力的に行なっていた。外交部は、モンゴルのゲンドウン首相の国境線に関する「歴史的记录がある」旨の声明後、これを手すべく矢野仁一博士らの三人の著名な満州・中国研究者を東京から呼んで、同調査課の資料調査の指導に当たらせた。⁽⁶⁷⁾ この調査司第一課は一七三四年のモンゴルと満州の歴史的境界線を図示した地図に基づいて作成された一八四九年、一八五八年の清国の正式な境界図写を保管していた。資料調査の結果、それらの地図に引かれていた境界線がいずれもハルハ河の右岸（北側）であり、モンゴル側の主張する国境線と一致するものであることが確認された。関東軍は矢野仁一博士が東京に帰ったときに自らの研究に国境関係の満州語資料と地図を利用しないよう指示した。

そこで、ハルハ河の東部に境界線が引かれていることが次第に明らかになってきたので、一九三五年「以降は国境線をハルハ河に変更し、古い地図の配布が禁止された」⁽⁶⁸⁾。関東軍参謀辻政信はその著書『ノモンハン』の中で、こう書いている。

満州国はもとより、東京、北京、南京、広東にまで人を派遣して、必要な資料を集めた。中には門外不出の逸品もあり、清朝々廷の秘庫に奥深く眠っている、この世にたった一枚の地図もあった。康熙、乾隆時代はおろか、さらにそれ以前の古色蒼然たる、地図というよりむしろ絵といったもののさえあった。満鉄調査部発行の文献は、最も権威のあるものとされていたが、たまたま、ハルハ河に関する部分が、我が方に不利と認められる資料があることを発見した。それを差し押さえたり、散逸を禁じたりするために、新しく法令を出したりまでした。⁽⁶⁹⁾

そして、日満側の主張する国境線を立証できる地図、つまり、国境がハルハ河の左岸にある清国時代の古地図を探し、資料や現地調査を進めて、何とかしてハルハ河が国境線であることを立証しようと張り切った。

一九三七年六月末から九月初めまでの三ヶ月間、満州国の興安北省、外交部、治安部の三者による現地合同調査が行われた。この調査隊は、三機関に属する一〇人余の写真撮影、測図、モンゴル語の日本人専門家からなっていた。現地調査からハルハ(外モンゴル)とバルガ人領地との間

に境界線が設定されていること、その境界線に境界標識であるオポーが設置され、何回か修復が行われていることが判明した。当時調査隊の隊長を務め調査報告書をまとめた北川四郎は次のように回顧している。

新京へ帰任したあと、当然のこととして私が報告書を書きあげた。測図には、川瀬さんに頼んでオポー跡を屈折点として道光二九(一八四九)年の境界線を入れてもらった。さすがに、これに「正しい境界線」という名称をつける勇氣はなかった。しかし、報告書では、道光二九年の境界が正しい境界であると解説しておいた。⁽⁷⁰⁾

この満州国外交部によって作成された「ハルハ河国境説を否定する報告書」は、「日本国外務省、関東軍、陸軍省、参謀本部へ」送付された。⁽⁷¹⁾

一九三七年一月二月、満州国外交部調査司第一課の吉津清課長は、雍正二二(一七三四)年の最初の境界線画定の際に、作成された地図を入手するため清国の倉庫があった南京で調査を行なったが、望ましい結果が得られなかった。

そこで、国境確定会議直前、外交部調査課の北川は、関

東軍司令部の依頼で一七三四（雍正一二）年の最初の外モンゴルと満州間の境界線を図示した古地図を探しに、南京まで出張した。北川は「すでに文献によって、道光二九年の図は雍正一二年のものと同じく、ハルハ河の東方に（モンゴル側の主張する国境線）境界が引いてあるから無駄だと知っていたが、関東軍はもしやという一縷の望みをかけていたので」出張したという。⁽⁷²⁾ 結局、警戒嚴重の清国の財宝を保管していた倉庫に入り、関東軍の希望する一七三四年の古地図を探したが、発見できず、この出張も徒勞に終わった。

これまで論じてきたことから考えられるのは、大本営や関東軍はモンゴルと満州国間の国境線が形成された歴史的事実を十分に知っていたということである。従って、関東軍にとって国境線も歴史的にみて不明確であったというよりは、むしろはるかに明確なものであった。

これは、ノモンハン事件の一年後、関東軍司令部派遣ノモンハン方面従軍記者樋紅陽が書いた『ノモンハン実戦記』には、国境線画定の歴史が次のように明確に語られていることから改めて窺い知ることが出来るよう。

ノモンハン方面の国境線といふのは、二百年前、清朝の雍正帝の時代に、外蒙古の哈爾哈族から新巴爾虎族が追はれて、ホロンバイル一帯の地に遁れて来たが、両族の争ひが絶ゆることがなかった。そこで雍正帝は、其の禍根を断つために勅令を以て新巴爾虎族を設け、外蒙と新巴爾虎族との境界を制定したのである。それが後に、⁽⁷³⁾ 中華民国時代に、外蒙と黒龍江との境界となっていた。

ただ、清国の正式な境界線を図示した地図や現地遊牧民の指摘する国境線は日本軍のハルハ河国境説を否定するものであり、戦略上は関東軍に不利なものであった。関東軍にとって対ソ防衛の観点からすれば、ハルハ河という自然障害を利用して満州国防衛の前線をつくることは理想的なものであった。関東軍第三課參謀蘆川春雄によれば、関東軍の作戦計画は、「東部国境方面を主戦場とし、西部（モンゴル方面）はハイラル周辺地域を根拠として敵の進攻を拒止するという構想」だった。⁽⁷⁴⁾

そこで、関東軍が国境線をハルハ河の線に修正するための口実として、満州国のバルガ族の領地拡大政策によるモンゴル国（外モンゴル）との国境問題を利用するためには、

ハルハ河をモ・満の国境線と主張するかあるいは国境線を曖昧にして置くことが得策であった。

今岡豊(元大佐)が『ノモンハン』の著者A. D. クックスに打ちあげたところによると、「満州国にとっては、西部での領域をまだ明確に画定しない方が得策であった。満州国が力をつけたあとなら、国境はその主張通り画定されるにちがいないが、時期至らずしてその試みがなされるなら、満州国は領土を失う危険があったからである」⁽⁷⁶⁾。このように今岡は、日本軍が、満州国のモンゴルとの国境線は日本側にとってあまり望ましくないもの、つまり国境線はハルハ河ではなく、実際はハルハ河東部の満州国側に入ったところに引かれているという歴史的事実を把握していたことを述べていることになる。

モンゴル東部のハルハ河線に国境線を修正することは、日本軍にとって政治軍事上の利害関係があったが、満州国のバルガ族にとっても日本の力を後ろ盾に境界線を南下させ、ハルハ河地方の豊かな牧草地を手に入れることができるという利点があったといえよう。

関東軍測量隊員らの手記『地図をつくる』には、「昭和一年、田村区隊が測量に入った時、満州側の蒙古人が、

「あそこ(ハルハ河右側、筆者)は外蒙側の放牧地だと思っていたのに満州領になったのか」と大変喜んでいてという話を日系巡官の本田さん(弘前出身)より聞いた」と述べられている⁽⁷⁶⁾。

国境史研究家のT.S. ラフガスレンによれば、「日本側に立ったバルガ人の国境部隊は、ハルハ・モンゴル(外モンゴル)とバルガ間の領地をめぐる紛争に関する事実を歪曲した報告書をつくり、日本当局に具申して」領地拡大の機会をねらっていたという⁽⁷⁷⁾。

ノモンハン事件の激戦が繰り広げられたハルハ河地方は家畜業、農業、水産業に適した、水資源が豊で、ノモンハン地帯で一番肥沃な土地であった。そのため、ノモンハン・ハルハ河地方は豊かな牧草地を求めて、季節によって多くの遊牧民が集まってくるところで、また夏になると色々な市場が開かれ、たくさん買い物客がやってくるどころでもあった。日本は国境線をハルハ河と認定していたので、日本の調査隊などは、モンゴル人がハルハ河の東と西を自由に往来しながら放牧をしているのを見て、モンゴル人は「国境という意識をもっていない」と考えたことであろう。しかし、国境周辺に住む住民が境界線の位置をよ

く知り、自分たちの放牧地の範囲内で移動し、その領地の範囲を超えて勝手に移住することは殆どなかった。満州事変以前の国境が比較的平和を保っていた時期には、国境の遊牧民は季節によって牧草を求めて境界を越えて放牧することもあったが、決して移住することなく、自分たちの故郷の牧草が回復するとまた自分たちの領地に帰っていった。日滿人に、一見、政治問題に全く関心がなく、ただ牧草を求めてあちこちを移動しながら生活を営んでいるかのようにみられるノモンハン地方のモンゴルの遊牧民は、自国の国境線に関して特別の信仰心を持ち、自分たちの領地や境界線を監視する役割を果たし、国境紛争などが発生したときには国境警備員の任務を担っていたのである。

このモンゴルと満州国間の国境地域は、昔から清国の間接的統治下にある外モンゴルのモンゴル人と清国内のバルガ族との間に牧草地をめぐる対立が絶えなかった地帯であり、そのため紛争が起る潜在的危険を含んだ国境紛争の起り易いところであった。従って、この地域における国境問題は、複雑で慎重に処理すべき問題であったにも拘らず、関東軍はハルハ河を国境線と主張する現地のバルガ人の主張を利用して国境問題を力で日本に有利に解決しようとし

た。関東軍は、モンゴル国のモンゴル人と満州国内のモンゴル人との間の二〇〇年にも及ぶ領土問題を、モンゴルの国境線に修正を加えるによい機会と捉えていたといえよう。

おわりに

既に述べたように、日本ではノモンハン事件の発端は、モンゴルと満州との間の国境線が不明確なことにあったと理解されているが、実際のところ、境界線画定の歴史的過程を詳しく検討してみれば、国境線はむしろ明確だったことがわかる。ノモンハン事件当時モンゴルと満州国の間には、国境確定に関する取り決めがなかったが、両国の国境線は、一七九四年にすでに清国のモンゴル分断統治政策によって画定されていた。この清国の植民地政策によって人工的につくられた外モンゴルと内モンゴルのバルガ族地方との間の境界線は、国境線というよりも、清国統治下のモンゴルの二地域の境界線、つまり清国の国内的行政境界であったが、この境界線が後に、一九一一年のモンゴルの独立と満州国の樹立に伴って、自動的に当時のモンゴル人民共和国と満州国との国境線に変わっていたのである。

日本の参謀本部や関東軍は、国境線に関する地図や歴史

的記録の分析および現地調査などによって、ハルハ河の東方約二〇キロにこのような国境線があることを充分に確認していたにも拘らず、ハルハ河を国境線と主張する現地のバルガ人の主張を利用して、ハルハ河を国境線とみなすことを要求し、しばしば武力行使も辞さない態度を示して、国境問題を実力で日本に有利に解決しようとした。関東軍参謀部が作成した『満ノ国境紛争処理要綱』は、ノモンハン事件の発生および戦闘拡大の原因となったが、しかし、その背景には、参謀本部の「要綱」に対する黙認策・同意的態度があったと思われる。

- (1) 牛島康允『ノモンハン全戦史』、自然と科学社、一九八八年、一〇頁
- (2) 大江志乃夫『昭和史の歴史(三) 天皇の軍隊』、小学館、一九八八年、三三二頁
- (3) 坂本多加雄他『昭和史の論点』、文藝春秋、二〇〇〇年、八九頁
- (4) 前掲『ノモンハン全戦史』、一〇頁
- (5) Дуганин, С. Г., *Дипломатическая история событий на Халхин-голе 1932-1939. Новая и новейшая история, №2, 2001, с.43*

- (6) 三木秀雄「ノモンハン事件と国際情勢」、ノモンハン・ハルハ河戦争国際学術シンポジウム実行委員会編『ノモンハン・ハルハ河戦争』、原書房、一九九二年、四六一-四七頁
- (7) 牛島康允『蒙古—五〇年の夢』、自然と科学社、一九九〇年、一四七頁、二〇二頁
- (8) 北川四郎『ノモンハン、二元満州国外交官の証言』、徳間書店、一九七九年、七六、八七頁
- (9) МИД, *Внешняя политика СССР*, том 22, М., 1946, с.81
- (10) Год круиза: *Документы и материалы 1938-1939*, Т.1, М., 1990, с.194
- (11) 白井久也、小林俊一編『ソルゲはなぜ死刑にされたのか』、社会評論社、二〇〇〇年、二六三頁
- (12) РГВА, ф.38987, оп.3, д.1238, л.131
- (13) Там же, с.258-264
- (14) Самдангэлэг, Ц., *Зөвлөлт-Монголын армид Халх голд ялсны түрэмгийлэгдийг бут цохисон нь*, УБ, 1981, х.49-50
- (15) L. N. Кутакоф(ソビエト外交研究会記)『日ソ外交関係史』第一巻、刀江書院、一九七七年、三二六—三二七頁

- (16) 外務省編『日「ソ」交渉史』、巖南堂商店、複製、1969年、五一八頁
- (17) *Mongol царийн түүхийн товчоон*, БХУ-ны цэргийн түүхийн хурээлэн, УБ, 1996, х.290
- (18) 満州国史編纂刊行会『満州国史』総論、滿蒙同胞援助会、第一法規、一九七〇年、六二六頁
- (19) мөн тэнд, *Mongol царийн түүхийн товчоон*, х.297
- (20) там же, *Год кризиса*, том1, с.523-527
- (21) Жуков, Г.К., *Воспоминания и размышления*, М., 1969, с.152-178 (С. К. Штернов著 (清川勇吉ほか訳)『回想録』、朝日新聞社、一九七〇年)
- (22) мөн тэнд, *Землет-Монголын армид Халх голд яномы түүргэмгийлдэйдэ бут цохисон нь*, х.80
- (23) 『国際経済通報』、第三八号、同盟通信社、一九三九年、三八頁
- (24) 同上、二八頁
- (25) РГВА, ф.32113, л.278, л.156
- (26) Кривошеев Г.П. и др. *Россия и СССР в войнах XX века. Статистическое исследование*, М., ОЛМА-ПРЕСС, 2001, с.179
- (27) мөн тэнд, *Халх гол, түүхэн үнэний эргэд*, х.106
- (28) 谷口勝久『ノロ高地独断撤退—ノモンハンの秘録—』、旺文社、一九八六年、一七七頁
- (29) 信夫清三郎編『日本外交史』第二卷、毎日新聞社、一九七四年、四二六頁
- (30) 大江志乃夫『日本の参謀本部』、中公新書、一九八五年、一八八頁
- (31) 前掲、牛島康允『蒙古—五〇年の夢』、大江志乃夫『昭和史の歴史(三)天皇の軍隊』、小学館、一九八八年、三二六頁、前掲、谷口勝久『ノロ高地独断撤退—ノモンハンの秘録—』、一七七頁
- (32) 前掲『満州国史』、総論、六二五頁
- (33) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 関東軍一』、朝雲新聞社、一九六九年、四一四頁
- (34) 『現代史資料』第一〇巻、みすず書房、一九六四年、七二頁
- (35) 沢田茂『参謀次長沢田茂回想録』芙蓉書房、一九八二年、二二頁
- (36) 前掲『満州国史』、六二五頁
- (37) 前掲『現代史資料』第一〇巻、七二頁
- (38) 同上、第一〇巻、一二五頁
- (39) 同上、第一〇巻、一二六頁
- (40) 同上、第一〇巻、七二頁

- (41) 大江志乃夫、前掲書、一九二頁
- (42) 額田坦『陸軍省人事局長の回想』、芙蓉書房、一九七七年、八三―八四頁
- (43) 前掲『現代史資料』第一〇巻、一二二頁
- (44) 同上、第一〇巻、一二二頁
- (45) 前掲『ノモンハン全戦史』、一八頁
- (46) 沢田茂、前掲書、二七頁
- (47) 信夫清三郎編、前掲書、四二―六頁
- (48) БНМАУ-ын ШУА, БНМАУ-ын түүх, 3 боть, УБ, 1969, х.368. (邦訳は、二木博文、今泉博、岡田和行訳、田中克彦監修『モンゴル史 一』、恒文社、一九八八年)、前掲『日ソ外交関係史』第一巻、三二―八頁
- (49) 服部卓志郎『大東亜戦争前史』、鱒書房、一九五六年、三七頁、日本国際政治学会編『太平洋戦争への道 四』、朝日新聞社、一九六三年、九五頁、信夫清三郎編、前掲書、第二巻、四二―六頁、A. D. クックス(岩崎俊夫、吉本晋一郎訳)『ノモンハン、草原の日ソ戦―一九三九』上、朝日新聞社、一九八九年、一七頁)、同合経済懇話会編『近代日本戦争史』第三編、紀伊國屋書店、一九九五年
- (50) 前掲『戦史叢書 関東軍 一』、三二―七頁
- (51) 同上、三二―七頁
- (52) 石橋崇雄『大清帝国』、講談社、二〇〇〇年、九六頁
- (53) БНМАУ-ын түүх, ШУА, УБ, 1984, х.221
- (54) 外モンゴルを傘下において清国に対抗しようとしたジュンガル・モンゴルのガルタン・ハンによる外モンゴル進撃のため、康熙帝の保護を求めて清国に亡命した外モンゴルの王族は、清国への服属を表明し、次いで一六九一年の外モンゴル王族による外モンゴルの清国服属の是非を協議したドルヌール会談によって外モンゴルが清国の統轄下に入ることが決定された。
- (55) Түүхийн хүрээлэн, гар бичмэлийн сан, ф.1, хн. 75
- (56) Балдай, Ойрад түүхийн сурвалж бичиг, Хайлаар, 1985, х. 479
- (57) Мясников, В.С. и др., Гретицы Китая : история формирования, М., 2001, с. 262
- (58) мөн адил, Ойрад түүхийн сурвалж бичиг, х. 487
- (59) Сагын хан аймгийн Сүжигт ван Доржпаламын хошууны нутгийн үеэ, Улсын төв номын сан, гар бичмэлийн сан
- (60) Ундэсний түүхийн төв архив, м.225, д.1, хн.4
- (61) Монголын Гадаад харилцааны яамны архив, Хилийн түүхийн фонд, ф.118, д.35, хн.4
- (62) мөн тэнл, ф.118, д.35, хн.77

- (63) *Внешняя политика СССР, том 4, МИИ, М., 1946, с. 557*
- (64) 前掲『日「ソ」交渉史』、一九六九年、三三九頁
- (65) 前掲『戦史叢書 関東軍 一』、三二八頁
- (66) A. D. クックス、前掲書、一八頁
- (67) 北川四郎、前掲書、七五、八四頁
- (68) 同上、八七頁
- (69) 辻政信『ノモンハン』、亜東書房、一九五〇年、二四一頁
- (70) 北川四郎、前掲書、一〇二頁
- (71) 同上、一二二頁
- (72) 同上、七六頁
- (73) 樋紅陽『ノモンハン実戦記』、大東出版社、一九四〇年、二三頁
- (74) 守屋健郎編集『昭和史の天皇、二六、ノモンハン事件』、読売新聞社、一九八一年、四四頁
- (75) A. D. クックス、前掲書、一八頁
- (76) 岡田喜雄編、『地図をつくろ』、新人物往来社、一九七八年、一〇六頁
- (77) *Сельцо, 1999 он 8 cap. №32*
(一橋大学大学院社会学研究科外国人客員研究員)